

【保護者用】

病状回復後の登園の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。
 ＊必ず主治医から登園許可の確認を行ってからご記入、ご提出をお願いいたします。

登 園 届 （保護者記入） こども園 城東チャイルドセンター 施設長様		
入所児童名 _____		
病名 「 _____ 」 と診断され、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 「 _____ 」 （医療機関連絡先： _____ ）において病状が回復し、 集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。		
保護者名 _____		印又はサイン _____

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

こども園入所児がよくかかる下記の感染症については、「登園のめやす」を参考に、かかりつけの医師の診断にしたいがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

＊登園のめやすは、子どもの全身の状態が良好であることが基準です。

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ・ヒトメタニューモウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ ＊健康観察記録表と一緒に提出をお願いします。	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（ <u>幼児（乳幼児）にあっては、3 日を経過するまで</u> ）

【医師用】

※主治医様 下記太枠内を御記入願います。

登園証明書	
こども園城東チャイルドセンター 施設長様 _____	
入所児童氏名 _____	
病名 「 _____ 」	
_____ 年 _____ 月 _____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関名 _____	
医 師 名 _____ 印 _____	

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ～ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

保護者様

令和3年6月1日
こども園 城東チャイルドセンター
園長 竹内 緑

治癒証明・登園届のお願い

登園できない感染症にかかられたお子様は、治癒証明または登園届を提出してください。

治癒証明は、今までの書式を使用し、園又は、ホームページからダウンロードできます。

登園届は、今年度から使用します。右の書式をみて頂き、病院受診をし、主治医の先生の判断を聞いた上で、保護者の方が記入し、園に提出をしていただきます。園又は、ホームページからダウンロードできます。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症（治癒証明）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

種 別	病 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属の H5N1 ウイルスで合ってその血清型が H5N1 であるものに限る。）
第2種	百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び骨膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。	

